

風 水 害 対 策 編

第1章	総則	P 243
第2章	災害予防計画	P 245
第3章	災害応急対策計画	P 253

第1章 総 則

第1節 計画作成の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条の規定に基づき、住民の生活の各分野にわたり重大な影響をおよぼすおそれのある風水害に対処するため、町の地域における風水害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、町、地方行政機関及び地方公共機関等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱等を定め、これにより防災活動を総合的かつ計画的に推進し、町土及び住民の生命、財産を風水害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資するのに必要な防災に関する基本的事項を総合的に定めることを目的とする。

第2節 計画の構成

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、大山町防災会議が作成する「大山町地域防災計画」の「風水害対策編」である。この計画に定めのない事項については、「大山町地域防災計画」の「共通対策編」の定めるところによる。

第2章 災害予防計画

第1節 通 則

本編の災害予防計画は、風水害等による災害の発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、平素から防災に関する施設の整備、予防思想の普及、防災訓練等の計画をたて、その実施を図るものとする。

第2節 水害予防計画

1 目 的

この計画は、各種の災害のなかでも特に毎年のようにくり返され、人的・物的にも多くの損害を生じている台風・大雨に伴う水害及び土砂災害について、これを未然に防止するため本町の特殊事情を良く把握し、必要な事業または施設の整備を行い、各種の水害対策に万全を期することを目的とする。

2 水害予防

林業の担い手の減少、高齢化並びに松くい虫被害による森林の荒廃、芝の増加など畑作物の変化、宅地等の開発、また地勢急峻のため、急流の中小河川が多く、一度豪雨ともなれば、土石をまじえた濁流が一気に流下し、氾濫することが予想されるため、各種予防を図る。

- (1) 山腹崩壊並びに土砂流出防止を図るための治山事業
- (2) 治水を目的とする河川改修
- (3) 道路及び橋りょう、堤防等の維持補修
- (4) ため池、樋門、その他水害予防施設の新設及び維持補修
- (5) 土石流ならびに急傾斜地崩壊に係る事業
- (6) 重要水防区域の住民への周知を図る
- (7) 浸水想定区域指定があったときには、想定区域ごとに円滑かつ迅速な避難を確保するための措置の策定及び住民への周知を図る
- (8) 農地防災事業等

3 治山・治水事業、保安林等の整備

国・県の保安林整備事業、造林事業、水源地域整備事業、治水事業等を積極的に活用し、森林資源の保存、培養に努めるものとする。

4 流木による被害の防止

急しゅんな森林の多い本町では、豪雨の際に洪水・土石流等により流下する流木類が護岸・えん堤・橋りょう等の施設の破損を助長し、災害の激化を招くおそれがある。

特に、間伐されたまま山地に放置されている木材や風倒木のうち洪水等により流失のおそれがあるものについては、極力林地外へ搬出するよう行政指導を行うものとする。

5 農地防災事業

自然災害による農地及び農業用施設の被害を未然に防止するとともに、農業用施設の劣化・老朽化により人命・財産に被害を及ぼす災害が発生しないよう対策を行うものとする。

(1) ため池の整備等

洪水等からの安全を確保するため、早急に整備を要する農業用ため池の改修事業を緊急度の高いものから順次行うものとする。また、町は平素からため池パトロール等の施設点検を行い、地域住民と連携して地域の防災力向上を推進するものとする。特に、災害の発生が予想される場合には、ため池の状況及びため池に関して行う措置について、危険防止のために必要となる情報伝達が的確に把握できるよう、ため池管理者から町、住民等への情報伝達及び注意喚起を行う連絡体制をあらかじめ定めておくものとする。

(2) 農業用水路等の整備

洪水等による災害を未然に防止するため、構造が不適當又は不十分な農業用水路等の整備補強を緊急度の高いものから順次進めるものとする。

第3節 風害予防計画

1 目的

この計画は、風による人的被害及び公共施設、農耕地、農作物の災害を予防することを目的とする。

2 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発

台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、以下について普及啓発を図る。

(1) 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報については、平時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛ける。

(2) 身を守るための知識

台風から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努める。

3 公共施設における風害防止対策

(1) 学校及び保育園等や医療機関など、応急対策上重要な施設の安全性に配慮する。

(2) 家屋やその他の建築物倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものとし、町は状況に応じて施設管理者に対して、看板やアンテナ等を固定するなどして強風による落下物防止対策等の徹底を図る。

4 農作物等の風害防止対策

台風による農林産物の風害防止のため、農林施設の管理者や農作物等の生産者に対して、風害防止のための管理方法の周知徹底を図る。

5 風害防止施設事業

飛砂、潮風による耕地、宅地、公共用施設の被害を防止するため、既存の防災林の保護育成を図る。

6 通信施設風害防止対策

強風あるいは大雪時における通信確保のため、次の対策を行う。

(1) 強風及び氷雪により切断のおそれのある老朽通信線路の取りかえ及び補強を行う。

(2) 通信線路周辺の樹木の伐採を行い、接触事故を防ぐ。

(3) その他必要な点検、整備を定期的に行う。

第4節 雪害予防計画

1 目的

この計画は、積雪による交通路の途絶、通信線の切断、なだれ等による家屋、人家の被災、さらに孤立集落の発生など予想される雪害を未然に防止し、迅速的確な除雪作業を図ることを目的とする。

2 除雪対策

(1) 実施責任者

町管理の施設についての除雪は、町長が行う。実施にあたっては、県及び地区住民等とよく協議し、協力を得て行うものとする。

(2) 除雪計画

本町内の国道及び主要な県道については国、県、市町村その他関係機関で構成する鳥取県除雪対策協議会の計画に基づき除雪が行われるが、その他の路線についても優先順位を次の基準により定め、除雪に努めるものとする。

ア 町が行う除雪基準

除雪の基準は、路面上の積雪がバス路線ではおおむね10cm以上、その他の路線についてはおおむね15cm以上に達した時に除雪作業を行う。

(7) 通学路の確保

(イ) 通勤、物資輸送路の確保（定期バス運行路線等）

(ロ) 国道、県道その他主要地方道から集落に至る路線の確保

(ハ) その他緊急に必要とする路線

イ 除雪路線

(7) 町道、広域農道等については、資料編資料66のとおりである。

(3) 国・県道について

本町内の国道及び主要な県道についての除雪順位は、鳥取県除雪対策協議会の定める基準によるが、本町内の該当路線、区間等については、資料編資料67のとおりである。

ア 除雪方法

(7) 機械力除雪

除雪機械のオペレーターは雇用員により行うが、必要に応じ町職員が行う。

(イ) 委託除雪

必要に応じ民間業者に委託して行う。

(ロ) 人力除雪

機械除雪を行うことが不可能または不適当な区間を必要により人力をもって行う。

イ 除雪機械及び除雪要員

(7) 除雪機械（共通対策編第3章第10節「資機材の調達・受援計画」参照。）

(イ) 除雪要員

除雪に要する人員は、地区住民の協力により実施するものとするが、豪雪等により組織的に多人数を必要とする場合は、共通対策編第3章第34節「民間団体との協力体制の推進計画」により、その協力を得るほか、労務者の雇上げを行う場合については、共通対策編第3章第36節「労働力供給計画」により実施するものとする。

3 観光客対策

観光客の交通確保を図るため、町観光協会、商工会、事業者等との応援協力体制の整備を推進する。

4 雪害防止事業（治山事業）

冬期間積雪による雪崩を防止し、交通の途絶、道路の欠壊、家屋の倒壊等の災害の未然防止を図るため、県は、植栽工を中心とした雪崩防止林造成事業を行っている。

5 雪崩対策事業

県では雪崩による災害から人命を守るため、集落の保護を対象として昭和61年より雪崩対策事業を行っている。

平成3年度調査（建設省（現：国土交通省）関係）では、本町において計21箇所の危険箇所が指定されており、資料編資料68のとおりである。

6 孤立予想集落

積雪、雪崩等により交通が途絶した地域、特に山間へき地の集落等においては、生活必需品、医

薬品の不足あるいは急病人等の搬出、火災等の消火活動の遅れ等多くの問題を発生する。

これらの事態に対処するため、生活必需品、医薬品の確保等については、常に地区住民に広報し、周知を図る。

また、急病人、火災等の発生に際し、速やかに連絡路を確保し、その活動を容易にするため消防機関とも協議し、その万全を期する。

なお、孤立が予想される集落については、共通対策編第2章第14節「孤立予想集落対策計画」のとおりである。

- (1) 雪崩、冠・積雪等により災害が起こり得る条件がそろった場合は、災害が起こると予想される箇所の巡視を特に強化する。雪崩、冠・積雪等により災害が予想される区域については、県に柵及びコンクリート擁壁等の築造を要請するものとする。
- (2) 救援、救出については消防団等により行うものとするが、食料が極度に不足した場合、急病発生が発生した場合等緊急を要するときは、知事又は関係機関の協力を要請し、集中的な除雪を行い、又は雪上車、航空機等により救急措置をとるものとする。

7 屋根の雪下ろし等による事故防止の啓発

屋根雪等による人身事故防止について住民に対する啓発に努めるものとする。

- (1) こまめな雪下ろしの励行
- (2) 雪庇や屋根からの落雪埋没による事故防止
- (3) 雪下ろし中の転落による事故防止
- (4) 非常時における出入り口の確保
- (5) 火気の手締りの強化

第5節 高波、高潮災害予防計画

1 目的

この計画は、風浪、潮流等による海岸侵食、流砂による河口・港湾等の閉そく、台風時における高波、高潮時の災害の未然防止を図るために、海岸護岸及び堤防等を整備するとともに危険区域の実態を把握し、被害防止に努めることを目的とする。

2 海岸保全施設整備事業（事業概要は、資料編資料69を参照）

(1) 海岸保全区域（国土交通省海岸）

海岸の高潮及び侵食による被害防除を図るため、「鳥取沿岸海岸保全基本計画」に基づき、人工リーフ・離岸堤・突堤・護岸（堤防）、消波堤等の防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を行う。

(2) 港湾区域（国土交通省海岸）

(3) 漁港区域（農林水産省海岸）

漁港周辺の海岸線において、浸水、侵食対策のため事業を実施している。

3 港湾及び漁港の修築・改修事業

町内の漁港の波浪に対する事業概要は、資料編資料70のとおりである。

4 沿岸部住民の避難体制の整備

高潮等による危険区域の住民への周知に努めるとともに、高潮警報等の迅速な住民への伝達体制の整備を図る。また、必要な避難体制の整備を図る。

第6節 水防計画（予防）

1 目的

この計画は、水防に係る予防措置について定めることを目的とする。

2 予防措置

(1) 重要水防区域

ア 重要水防区域の把握

- (7) 町は、県からの重要水防区域に関する情報提供を受け、これを町防災計画に掲載し、円滑な防災活動に資する。
- (イ) 重要水防区域は、重要水防区域判定基準に合致しA、B、C区間に分類される箇所のうち、水防警報河川のその区間及び築堤河川等で町及び県が認める区間とする。

イ 住民等への重要水防区域の事前周知

町は、県が作成した重要水防区域図を活用し、重要水防区域付近の住民等に対し、当該区域の水害による被災の危険性を周知する。

ウ 大山町の重要水防箇所は、資料編資料71のとおりである。

(2) 水防用資器材及び水防倉庫等の整備

ア 水防用設備

- (7) 水防用資器材は増水時水防に使用するため、水防倉庫、水防倉庫がなければこれに代わるべき施設に備蓄し、有事の際にはこれらの資材をもって最も効果的に水防活動に使用し得るようにしておかなければならない。
- (イ) 水防倉庫には、概ね下表に示す水防資器材を備蓄する。

掛矢	高張ちょうちん	ロープ（縄）	のこぎり
ローソク	鉄線	ツルハシ	カーバイト
杉丸太	スコップ	割木	鉄杭
なた	肥松	ビニールパイプ	ペンチ
もっこ	竹	鎌	かつぎ棒
蛇かご	おの	足場板	かすがい
たこつち	軽量鋼矢板	予備土（※）	はしご
麻袋	詰め石用石	バケツ	合成繊維製土のう袋
土のう	かがり台	ビニールシート	トンパック
大型照明灯	布シート		

（※）予備土は、水防倉庫付近又は適切な箇所に常備。

イ 器具機材の確保と補充

- (7) 倉庫内の備蓄資材は厳密に調査し、緊急の際十分に役立つよう整備しておくこと。
- (イ) 補充資材確保のため、水防区域内の資材業者を登録しておき、資材の不足を生じた場合は速やかに補給できるよう準備しておくこと。

ウ 水防資材取扱要領

- (7) 資材の使用に際しては、原則として水防以外のいかなる工事にも使用しないものとする。
- (イ) 資材の受払については、資料編資料72に記入しておかなければならない。
- (ウ) 資材を使用したときは、速やかに水防本部へ報告しなければならない。
- (エ) 水防資材の使用状況並びに現在保管量を監査のため、本部係員において随時検査をすることができる。

エ 備蓄場所

水防倉庫あるいはこれにかわるべき施設の設置場所、備蓄資材の状況は共通対策編第2章第2節「防災体制の整備計画」のとおりである。

(3) 水防連絡会

西部地区（米子市、境港市、西伯郡、日野郡）で国土交通省、県、市町村等からなる水防連

絡会を開催し、管内の洪水、高潮等による災害発生防止、また災害軽減を図るための対策を促進するものとする。

(4) 相互の協定

隣接する水防管理団体は、最悪の場合を予想して協力又は応援水防事務のことにつき、あらかじめ相互に協定を締結しておくものとする。

第7節 ため池・樋門の管理体制の強化

1 目的

この計画は、ため池や樋門の適切な管理により、洪水等の発生を未然に防ぎ、ため池や流域付近の住民の生命、身体、財産を保護することを目的とする。

2 実施主体

(1) ため池の管理

ため池の管理は、当該施設の管理者が主体となって実施する。

なお、ため池の管理者は町や地元集落、土地改良区、農事組合、水利組合等多様であり、必ずしも十分な管理体制が構築されているとは言えないため、町は県と連携して管理者に対し、技術的な支援や意識啓発等を実施するとともに、町民に対し、ため池の危険性についての周知を図るものとする。

(2) 樋門の管理

樋門の管理は、当該施設の管理者が、直営又は管理委託を行い実施する。

いずれの場合にも操作担当者を定め、当該担当者が樋門の操作を実施する。

3 ため池の管理体制の強化

(1) ため池の状況把握

町は、町内の重要なため池について、現状把握に努めるものとする。

特に、下流に住家がある場合には、決壊時等の危険性の有無について十分把握に努め、あらかじめ必要な措置を講じておくものとする。

(2) ため池の管理体制の強化

ア 町は県が行うため池パトロール等の施設点検に協力し、地域住民等と連携して地域の防災力向上を推進するものとする。

イ 町は、ため池管理者に対し、県が作成した「ため池点検マニュアル」を配付するとともに、日常及び緊急時のため池の管理点検等について定めておくよう指導するものとする。

ウ 町、県、ため池管理者は、災害の発生が予測されるときにため池の状況及びため池に関して行う措置等について、危害防止のために必要となる情報伝達が的確にできるよう、ため池管理者から町、県、関係機関、住民への情報伝達及び注意喚起を行う連絡体制をあらかじめ定めておくものとする。

エ 町は、重要ため池や危険ため池をハザードマップ等に示し、住民への周知に努めるものとする。

(3) ため池の管理の特例

現状では実質的な管理者が存在しない場合や、管理体制が十分に機能していない場合等、適正な管理がなされていないため池については、町は県と連携し、管理体制を確保するものとする。

特に、下流に住家や道路、鉄道等がある場合には、決壊時の危険性が極めて高いため、暫定的に町が日常及び緊急時の管理を行う等、災害発生防止に努めるものとする。

第8節 土砂災害防止計画

1 目的

この計画は、土砂災害から町民の生命、身体、財産を守るため、土砂災害防止施設の整備を推進するとともに土砂災害警戒区域等の指定を進め、土砂災害の被害の軽減と町民の防災意識の啓発を図ることを目的とする。

2 土砂災害防止法による土砂災害防止対策の推進

(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

本町内の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（略称：土砂災害防止法（本節において以下、「法」という）第7条に基づく土砂災害警戒区域及び同法第9条に基づく土砂災害特別警戒区域の指定箇所は、資料編資料73のとおりである。

(2) 土砂災害警戒区域における対策

ア 緊急時警戒避難体制の整備

町は、法第8条に基づき土砂災害警戒区域の指定があったときは、当該警戒区域ごとに下記事項を定め、警戒避難体制を整備するものとする。

(7) 土砂災害発生のおそれを判断する雨量情報や過去の土砂災害に関する情報等の収集・伝達、警報や避難勧告等の発令基準やその住民への伝達方法

(4) 避難施設その他の避難場所及び避難路に関する事項

(9) 町は、毎年、災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として行う土砂災害に係る避難訓練を実施するよう努める。

(1) 土砂災害が発生し救助を要する場合は、地域住民は早急に防災関係機関に連絡するものとする。

(6) 土砂災害警戒区域内に高齢者、障がい者、乳幼児等特に防災上配慮を必要とする者が主に利用する施設がある場合の、当該施設への土砂災害情報等の伝達方法、当該施設からの緊急連絡先、避難路・避難場所及び救助体制

イ 土砂災害ハザードマップの作成

町は、土砂災害情報等の伝達方法、避難場所及び避難経路等を記載した土砂災害ハザードマップを作成し、住民に配付するとともに町ホームページに掲載し、住民へ周知する。

3 土砂災害に関する情報提供

(1) 土砂災害の前兆現象の把握

住民に対し、土砂災害の前兆現象の傾向について情報提供するとともに、住民が土砂災害の前兆現象を発見した場合の情報伝達先を住民に周知するものとする。

(2) 住民等への土砂災害警戒情報等の周知

防災行政無線、ホームページ等を活用し、地域住民等へ警戒避難等の参考となる情報を迅速に提供し、防災活動の充実に資するものとする。

(3) 住民等への土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の周知

町は、県が作成した土砂災害警戒区域等の公示図書や山地災害危険地区位置図等を活かし、土砂災害警戒区域等の住民に対し、土砂災害の発生しやすい気象条件や災害の予兆現象の広報と併せて、当該区域の土砂災害による被災の危険性を周知する。

4 土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所

町内の現況は、資料編資料74のとおりである。

土石流の発生するおそれがある渓流や、崩壊するおそれがある急傾斜地については、住民に周知を図る等の措置を講じているところであるが、保全対象区域が大きく、かつ、危険度の高いものからそれぞれ砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等を実施し、更に警戒避難体制の整備を図り、土石流、急傾斜地の崩壊等による災害の未然防止を図るものとする。

5 山地災害危険地区

町内の現況は、資料編資料75のとおりである。

現在、保安林に指定され、保全対策を図っている箇所もあるが、山地災害危険地区を地域住民に周知させるとともに、荒廃地等の整備を促進する。

6 重大な土砂災害が急迫している状況における対応

県又は国が法第28条、29条に基づき緊急調査を実施し、同法第31条に基づき町長に土砂災害緊急情報を通知した場合、町長は、これを避難の指示等（災害対策基本法第60条）の判断材料とする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 水防計画

1 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第32条の規定に基づき、大山町における洪水又は高潮に際し、水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するとともに、人命及び財産の保護を図ることを目的とし、定めるものである。

2 総則

(1) 水防団の設置

本町においては、水防法にいう水防団に代えて、消防団を水防活動に当たらせる。

(2) 水防に関する定義

ア 水防本部

本町における水防を統括するために必要と認められるときには設置することができるが、町災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合される。

イ 水防本部長

町長をもって充てる。

ウ 水防管理団体

水防の責任のある市町村

エ 指定水防管理団体

県下の水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大なる関係あるもので、県知事が指定し19団体（県内市町村）をいう。

オ 水防管理者

水防管理団体である市町村の長

カ 水防の機関

鳥取県西部広域行政管理組合消防局（大山消防署、中山出張所、大山町消防団）

(3) 水防に関する責任

関係機関等は、水防法により次のとおり水防の責任を果たさなければならない。

ア 水防管理団体

水防管理団体である町は、水防法第3条第1項の規定により各自の水防計画に基づき、その管理区域内の水防を十分に果たさなければならない。

イ 水防本部の責任

水防法第3条の6の規定により管内における水防体制と組織の確立強化を図るとともに、水防管理団体が行う水防が十分に行われるように指導し水防能力の育成に努めること。

ウ 地方気象台の責任

水防法第10条の規定により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認めるときは、その状況を県に通知するとともに、必要に応じて放送機関、新聞社、その他の報道機関の協力を求めてこれを一般に周知させなければならない。

エ 放送局、電気通信局その他の通信報道機関の責任

水防上緊急を要する通信報道が最も迅速に行われるよう努力しなければならない。

（水防法第27条）

オ 地元住民の責任

水防法第24条の規定により水防管理者、水防団体又は消防団長より出動を命ぜられた場合は、すすんでこれに協力しなければならない。

(4) 費用負担

水防法第41条の規定により、水防管理団体の水防に要する費用は当該水防管理団体が負担するものとする。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の負担は、応援を求めた水防管理団体との間の協議によって定めるものとする。

(5) 公用負担権限

ア 公用負担権限

水防法第28条の規定により、水防のために必要があるときは、水防管理者又は消防機関の長は次の権限を行使することができる。

- (7) 必要な土地の一時使用
- (イ) 土地、土石、竹木その他資材の使用
- (ウ) 車両その他の運搬用機器の使用
- (エ) 工作物その他障害物の処分

イ 公用負担権限委任証明書

水防法第28条の規定により、公用負担の権限を行使するものは水防管理者又は消防機関の長にあってはその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けたものにあつては委任を示す資料編資料76の証明書を発行し、必要な場合にはこれを提示しなければならない。

ウ 公用負担の証票

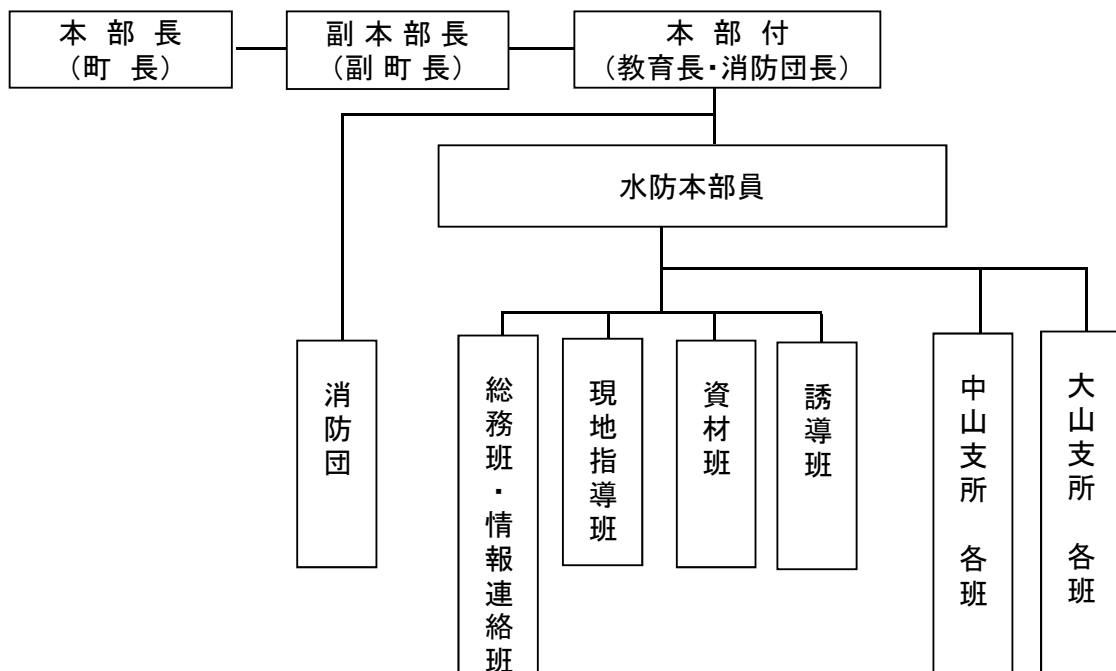
水防法第28条の規定により、公用負担の権限を行使したときは資料編資料77に示す証票を2通作成して、その1通を目的物所有者管理者又はこれに準ずるべき者に手渡さなければならない。

エ 損失補償

上記の権限行使によって損失を受けたものに対して、当該の水防管理団体は時価によりその損失を補償するものとする。

3 水防の組織

- (1) 水防本部の事務局は総務課内におく。事務局長は総務課長とし、各事務分担は、共通対策編第3章第4節「組織体制計画」による。
- (2) 町における水防活動については消防団が行うこととし、水防機関の長は消防団長をもって充てる。その組織等は、共通対策編第2章第10節「消防計画」によるものとする。



【水防本部事務分担】

■本庁

班名	班長		班員	業務
	副班長			
総務班	総務課長	企画情報課長 会計課長 議会事務局長	総務課 企画情報課 会計課 議会事務局 職員	1. 水防計画の企画運用に関する事 2. 情報の収集、連絡に関する事 3. 水防警報の受信及び伝達並びに緊急対策に関する事 4. 各班及び関係機関の連絡調整に関する事 5. 水防機関、住民への連絡に関する事 6. 本部会議、本部員動員に関する事
現地班	水道課長		水道課 職員	1. 災害の応急対策及び現地指導に関する事 2. 河川、農耕地、用排水路、樋門、溜池等の巡視、警戒、保全に関する事 3. 技術的被害調査に関する事 4. 水防作業及び水防工法の指導に関する事 5. 労務に関する事
資材班	住民生活課長	税務課長	住民生活課 税務課 職員	1. 水防資材の調達、配分及び輸送に関する事
誘導班	福祉介護課長	健康対策課長 幼児・学校教育課長 人権・社会教育課長 名和公民館長	福祉介護課 健康対策課 幼児・学校教育課 人権・社会教育課 名和公民館 職員	1. 地元住民の避難誘導に関する事
消防団	団長	各分団長	消防団員	1. 水防活動に関する事 2. 河川等の巡視、警戒に関する事 3. 避難誘導に関する事 4. 人命の救助及び捜索に関する事

■中山支所

班名	班長		班員	業務
	副班長			
情報連絡班	地籍調査課長		地籍調査課 職員	1. 水防警報の受信及び伝達並びに緊急対策に関する事 2. 情報の収集、本部との連絡に関する事 3. 各班及び関係機関の連絡調整に関する事 4. 水防機関、住民への連絡に関する事
現地指導班	農林水産課長	農業委員会事務局長	農林水産課 農業委員会事務局 職員	1. 災害の応急対策及び現地指導に関する事 2. 河川、農耕地、用排水路、樋門、溜池等の巡視、警戒、保全に関する事 3. 技術的被害調査に関する事 4. 水防作業及び水防工法の指導に関する事 5. 労務に関する事

班 名	班 長	班 員	業 務
	副 班 長		
資材班	地籍調査課長	地籍調査課 職員	1. 水防資材の調達、配分及び輸送に関すること
誘導班	中山公民館長	中山公民館 職員	1. 地元住民の避難誘導に関すること
消防団	副団長	消防団員	1. 水防活動に関すること 2. 河川等の巡視、警戒に関すること 3. 避難誘導に関すること 4. 人命の救助及び捜索に関すること
	各分団長		

■大山支所

班 名	班 長	班 員	業 務
	副 班 長		
情報連絡班	建設課長	建設課 職員	1. 水防警報の受信及び伝達並びに緊急対策に関すること 2. 情報の収集、本部との連絡に関すること 3. 各班及び関係機関の連絡調整に関すること 4. 水防機関、住民への連絡に関すること
現地指導班	建設課長	建設課 職員	1. 災害の応急対策及び現地指導に関すること 2. 河川、農耕地、用排水路、樋門、溜池等の巡視、警戒、保全に関すること 3. 技術的被害調査に関すること 4. 水防作業及び水防工法の指導に関すること 5. 労務に関すること
資材班	観光商工課長	観光商工課 職員	1. 水防資材の調達、配分及び輸送に関すること
誘導班	大山公民館長	大山公民館 職員	1. 地元住民の避難誘導に関すること
消防団	副団長	消防団員	1. 水防活動に関すること 2. 河川等の巡視、警戒に関すること 3. 避難誘導に関すること 4. 人命の救助及び捜索に関すること
	各分団長		

■大山消防署

常備水防機関として、鳥取県西部広域行政管理組合消防局が設置されている。大山町内には大山消防署及び同中山出張所が設置され、本町における水防業務を行っている。

■水防機関

本町における水防活動については、消防団が行うこととし、水防機関の長は消防団長をもってこれに充てる。

総指揮者	補佐者	所属	班長	現地作業隊	分担区域
団長	副団長	本部団		3名	全町
		中山分団	中山第1分団長	13名	中山地区
			中山第2分団長	13名	
			中山第3分団長	14名	
			中山第4分団長	13名	
		名和分団	名和第1分団長	12名	名和地区
			名和第2分団長	12名	
			名和第3分団長	12名	
		大山分団	大山第1分団長	14名	大山地区
			大山第2分団長	13名	
			大山第3分団長	13名	
			大山第4分団長	13名	
		1名	3名		11名

4 情報等の収集及び伝達

(1) 気象情報連絡

鳥取地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報等の情報は、原則として県危機対策・情報課が受報し、町及び関係機関へ伝達を行う。特に、特別警報については、直ちに町に通知する。

情報を受けた水防本部長は、その情報を必要に応じて住民に対して周知するものとする。

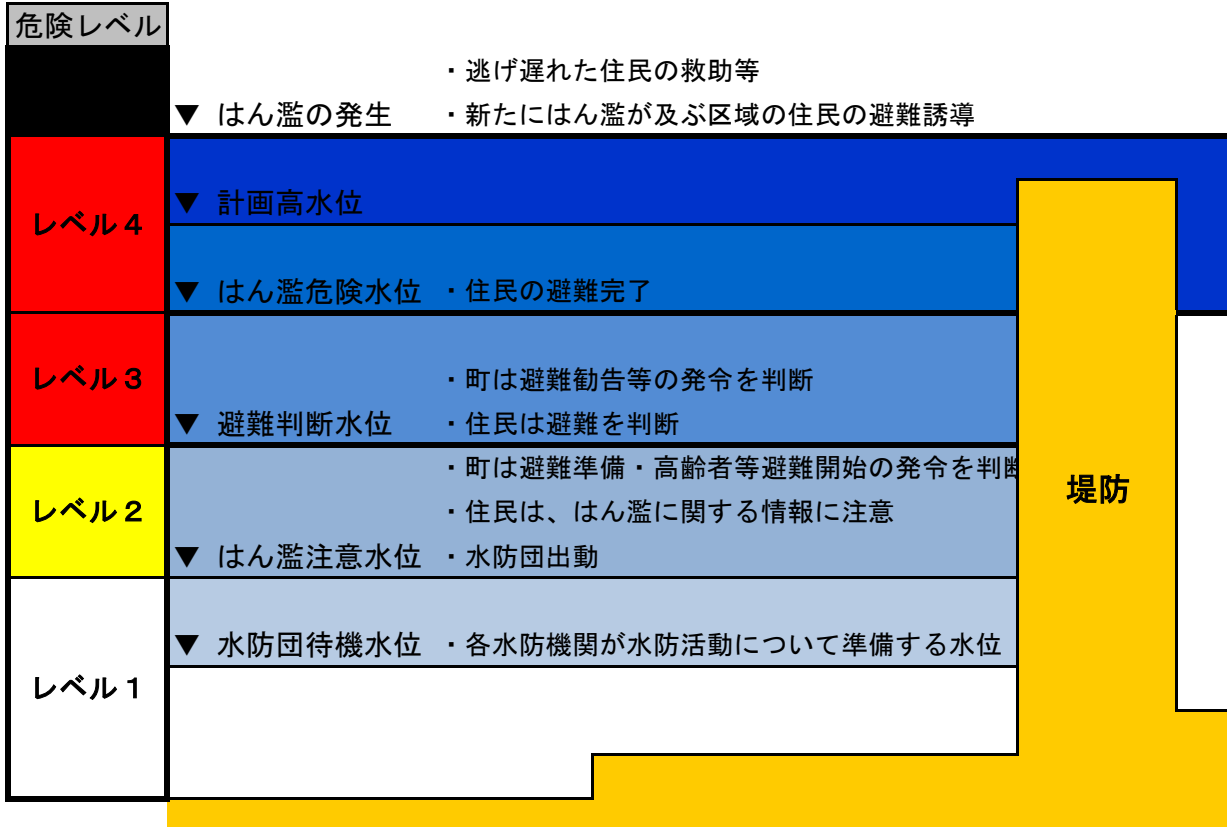
情報の伝達系統については、共通対策編第3章第6節「情報収集伝達計画」を参照。

(2) 水位通報河川

本町においては、水防警報河川、水位周知河川及び洪水予報河川の指定はなく、水位通報河川が指定されている。水位通報河川においては、県において定められた水防団待機水位及びはん濫注意水位の到達情報の通知がある。

【洪水の危険レベル】

危険レベル	標題	水位の名称	町・住民に求める行動等
レベル5	(発表なし)	<はん濫発生>	<ul style="list-style-type: none"> 逃げ遅れた住民の救助等 新たにはん濫が及ぶ区域の住民の避難誘導
レベル4	(発表なし)	はん濫危険水位	<ul style="list-style-type: none"> 住民の避難完了 状況によっては、町の避難指示(緊急)の発令の目安
レベル3	(発表なし)	避難判断水位	<ul style="list-style-type: none"> 町の避難勧告等の発令の目安 住民の早期避難行動
レベル2	(発表なし)	はん濫注意水位	<ul style="list-style-type: none"> 町の避難準備・高齢者等避難開始の発令の目安 水防団出動
レベル1	(発表なし)	水防団待機水位	<ul style="list-style-type: none"> 水防団待機



(3) 雨量・水位の情報収集

ア 町は、町内の主要河川の水位及び雨量について、気象庁、鳥取県防災情報システム、河川情報センターの流域総合情報システム及びインターネット等による情報を積極的に活用し、水防情報の収集に役立てるものとする。

町内の雨量観測所及び水位観測所は、資料編資料78のとおりである。

イ 水防法第12条及び第12条第2項の規定に基づき、量水標等の示す水位が水防団待機水位及びはん濫注意水位を超えるおそれがあるときは、(ア)の手段により情報の収集に努めるものとする。

5 水防配備と出動

(1) 水防配備体制

水防管理者は洪水等の災害時においては、水防本部員に常時勤務から水防配備体制への切換えを迅速確実に行い水防の完遂を期さなければならない。

(2) 配備体制と活動内容

	時 期	配備体制と活動内容	
		総務班・情報連絡班	現 地 班
		資 材 班	
注意配備体制	【始期】 ① 次の気象注意報の1以上が発表されたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 高潮注意報 ② 水防団待機水位を越えなお水位上昇のおそれがあるとき。	① 防災担当がこれにあたり、事態の推移によっては直に関係者の招集並びに現地指導班、水防機関などに指示ができる準備をすすめる。 ② 総務班員、情報連絡班員及び資材班員は、注意報が発令されるとできるだけ外出をさけ、また居所を明確にする。	① 水道課職員がこれにあたり、事態の推移によっては、水防機関関係者を直に招集し現地指導ができるよう準備する。 ② 現地班員は異常気象が発令されるとできるだけ外出をさけ、また居所を明確にする。
	【終期】 ① 気象注意報が解除され、その必要がなくなったとき。		

	時 期	配備体制と活動内容	
		総務班・情報連絡班	現 地 班
		資 材 班	
第一配備体制	【始期】 ① 次の気象警報の1以上が発表されたとき。 (1) 大雨警報 (2) 高潮警報 (3) 波浪警報 (4) 洪水警報 ② はん濫注意水位を越え、なお水位上昇のおそれがあるとき。	① 総務班の班長または副班長及び総務班のうち5～6名が12時間交替を原則として配備し、情報連絡を主とし現地指導班長、水防管理者、気象台、西部総合事務所県土整備局と連絡を密にし、現地指導班、資材班及び水防機関に適切な指示をする。	① 現地班長以下現地班員の約半数を原則としてこれにあたり、水防本部並びに水防機関と連絡を密にするとともに、管内の重要水防区域を巡視し、適時異常の有無を水防本部に連絡する。
	【終期】 ① 気象警報が解除され、その必要がなくなったとき。 ② 水防団待機水位を下回り、その必要がなくなったとき。		
第二配備体制	【始期】 ① 町内全域にわたり甚大な被害が発生するおそれがあり、また一部被害が発生した場合並びに大山町災害対策本部が設置されたとき。	① 情報連絡班、資材班全員がこれにあたり、現地指導班、水防機関、気象台、西部総合事務所県土整備局と連絡を密にし情報収集と適切なる指示をする。	① 現地班全員がこれにあたり水防本部並びに水防機関と連絡を密にし、的確なる指示と情報を水防本部に連絡し被害の実状を的確には握の上、関係方面に連絡する。
	【終期】 ① 災害対策本部が解除され、その必要がなくなったとき。		

(3) 監視及び警戒

水防管理者は、気象注意報を受けた場合又は、洪水、高潮の危険が予想される場合は、出勤命令を出したときから河川、池、堤防、沿岸等の水防区域の監視及び警戒を厳重にし、過去の被害箇所、その他特に重要な危険箇所に重点をおき、異状を発見した場合は直ちに所管県土整備事務所長、総合事務所長及び県水防本部長に報告するとともに、水防作業を開始する。

(4) 水防管理者の警察官の求め

水防管理者は、水防のため必要があると認めたときは、水防法第22条に基づき琴浦大山警察署長に警察官の出動を求めることができる。

(5) 自衛隊の出動要請

災害が発生し、町水防管理団体のみにて防御が困難な場合、県（危機管理局）に対し陸上自衛隊第8普通科連隊の災害派遣隊を出動してもらうよう要請するものとする。

(6) 町建設業協会への応援要請

ア 町は、町災害対策本部が設置されたとき、又は設置されたときと同程度の災害で、町が必要と認めたときは、協定に基づき、町建設業協会に対し、水防防御のための応急措置作業の応援を要請するものとする。

イ 上記アの要請は文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合等は電話により出動を要請し、後日文書を提出するものとする。

6 水防作業

(1) 水防作業の留意事項

- ア 水防工法は、その選定を誤らない限り1種類の工法を施行するだけで十分効果を挙げ得る場合が多い。しかし、時には数種の工法を施し初めてその目的を達成することがあるから、当初施行の工法で成果が認められないときはこれに代わるべき工法を次々と行い極力被害の防止に努めなければならない。
- イ 特に堤防に異常の起こる時期は、滞水時間にもよるが大体最大時か又はその前後である。堤防斜面の崩れ、陥没等は通常減水時に生ずる場合が最も多いため、最大時を過ぎても警戒を解いてはならない。

(2) 安全配慮

- ア 洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。
- イ 避難誘導や水防活動の際も、必要に応じて、ライフジャケットの着用や安否確認のための通信機器、最新の気象情報入手のためのラジオの携行等、水防団員自身の安全確保に配慮しなければならない。

(3) 応援

- ア 水防法第23条の規定により、水防管理者は緊急あるとき、他の水防管理者に対して応援を求めることができる。
- イ なお、応援のため派遣される水防団員は、できる限り所要の器具資材を携行し応援を求めた水防管理者の指導下に行動する。

(4) 水防信号

水防法第20条の規定により、水防団の水防信号は下記の二種とする。

ア 出動信号

水防団員及び消防団員全員出動

イ 危険信号

必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせる。

(水防信号)

種別	打鍵信号	サイレン信号
出動信号	○—○—○ ○ ○—○—○ ○ 3点と1点の斑打	○— ○— 10秒 10秒 10秒
危険信号	○—○—○—○—○ ○—○—○—○—○ 5連打	○— ○— 30秒 30秒 30秒

(5) 決壊後の通報並びに決壊後の処理

水防法第25条の規定により堤防、その他の施設が決壊したときは、水防管理者、消防団長、琴浦大山警察署長及び水防協力団体の代表者は、直ちにその旨を地域住民に伝達するとともに、西部総合事務所米子県土整備局長及び氾濫する方向の隣接水防管理団体の管理者に通報しなければならない。

また、水防法第26条の規定により堤防その他の施設が決壊したとき、決壊といえどもはん濫による被害が拡大しないようできる限り努めなければならない。

7 避難のための立退き

(1) 立退き計画の作成等

水防管理者（町長）は、琴浦大山警察署長と協議のうえ、事前に立退き計画を作成し、予定立退き先並びに経路等を調査し万全の措置を講じておき、計画を大山消防署長その他必要な所に通知するものとする。

(2) 水防管理者の立退きの指示

ア 洪水又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防法第29条の規定により水防管理者（町長）は、必要と認める区域の居住者に対し、準備又はその立退きを指示する。ただし水防管理者が不在の場合は、琴浦大山警察署長がこれに代わって指示する。

イ 水防管理者が指示をする場合は、琴浦大山警察署長にその旨を通知しなければならない。

8 水防解除及び顛末報告

(1) 水防解除

水防管理者は、水位が水防団待機水位以下に減じ、かつ危険がなくなったときは、水防解除を命じ、これを一般に周知させるとともに、米子県土整備局長に対しその旨を報告するものとする。

(2) 水防顛末報告

水防が終結したときは、関係水防管理者は、鳥取県水防体制に示す資料編資料79の様式により、遅滞なく米子県土整備局長に報告するものとする。

9 水防訓練

水防作業は、暴風雨の最中又は夜間に行うことが多いことから、平素における用意周到な訓練が特に大切である。

各水防管理団体においては、毎年1回以上非常事態を想定し、それに対する水防、通信、連絡、出動、警戒、水防工法、避難等について、非常事態に際し適切な措置が講じられるよう訓練しておかなければならない。

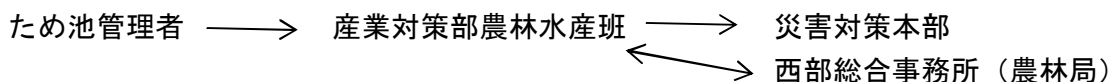
第2節 ため池・樋門の応急対策

1 目的

この計画は、台風等に伴って洪水等が発生したとき、又は発生するおそれがあるときに、ため池や樋門の管理を適正に実施することでその被害を最小限に抑制し、ため池や流域付近の住民の生命、身体、財産を保護することを目的とする。

2 情報収集及び情報伝達

(1) ため池の情報収集



(2) ため池管理の連絡体制

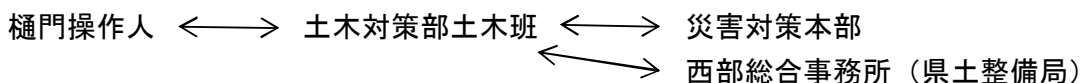
ため池の管理者は、下記の場合において、ため池の状況及びため池に関して行う措置等について、町、県、関係機関、住民に対する周知ができるよう、あらかじめ定めた方法により情報伝達及び注意喚起を行う。

ア 災害の発生が予測される場合に、危害防止のために必要があるとき

イ 余水吐が計画溢流水深に達したとき

ウ 計画溢流水深以上に水位が上昇する等、ため池が決壊する恐れがあるとき、及び決壊したとき

(3) 樋門の情報収集



連絡は電話連絡とする

3 水こう門操作並びため池等の水防対策

(1) 実施責任者

水こう門・ため池等の水防対策については、それぞれの管理者が責任をもって行う。

(2) 水こう門・ため池等の現況

水こう門等の現況は、資料編資料80のとおりである。

(3) 予防体制

水こう門・ため池等の管理者（操作担当者を含む）は気象状況の通報を受けたとき、又は出水のおそれを察知した場合は、絶えず水位の変動を監視し、必要に応じ、水こう門を閉じ、ため池については下記のため池維持管理要領にしたがい、必要の措置をとるものとする。

4 非常時のため池・樋門の管理

ため池、樋門等の管理者（操作担当者を含む）は気象状況の通報を受けたとき、又は出水のおそれを察知した場合は、絶えず水位の変動を監視し、必要に応じ水こう門を閉じ、下記の要領に従い、必要な措置をとるものとする。

(1) 非常時のため池の管理

ア ため池の管理者は、監視人を部署につかせる。

イ 時間雨量30mm以上の降雨に際しては、監視人はため池に行き次の事項に注意する。

(ア) 樋管を抜くこと（取入口の樋を閉塞し得る場合は閉めること）。

(イ) 流域の状況に注意する。山崩れの起こりやすい箇所は特に注意する。

(ウ) 流入する水に注意する。浮遊物に樹木が混じったり水が急激に濁ったりした場合は、流域に山くずれなど発生したことがあるので余水の水位上昇に注意する。更に水位上昇が予想される場合には関係住民、消防団に対して土嚢・むしろ等水防資材の準備を依頼する。

(エ) 監視人は、余水吐が計画溢流水深に達した場合には、町長に急報するとともに関係地区、消防団等に急報し、流心の方向に当たる地区は避難の準備をする。なお、計画溢流水深以上に水位が上昇し決壊のおそれがある場合は仮余水吐を切開すると同時に避難命令を伝達する。

(オ) 監視人は、計画溢水深以上に水位が上昇し、決壊のおそれがある場合には町長に急報し、その指示により下流地区に避難命令を伝達するとともにその安全を確認のうえ仮余水吐を切開し、堤の安全を図るものとする。

(カ) 放水路に注意して堤体が洗われないか注意する。

(キ) 水位の上昇度を15分ごとに調べる。

(ク) その他急変の場合は早急に連絡する。

ウ 監視人からの急報を受けた場合、関係集落、消防団は土ひょう、むしろ、かます、なわ、くい等あらかじめ用意した応急資材を持ち現地に急行する。

エ 洪水が減少し、又は豪雨が止んだ後も監視人は待機する。

水こう門、用排水樋門、ため池、貯水池等は「鳥取県水防体制」を参照のこと。

オ 西部総合事務所（農林局）は、町・ため池管理者に、決壊の恐れのある場合の応急措置の助言指導を行う。

(2) 非常時の樋門の管理

ア 警戒体制

樋門の管理者は、洪水等により被害が生ずるおそれがあるときは、速やかに準備体制に入るものとする。

イ 警戒体制における措置

樋門の管理者は、警戒体制に入った場合は、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- (7) 操作員の配置
- (イ) 樋門の操作のための点検
- (ウ) その他樋門の管理上必要な措置

ウ 操作の方法

- (7) 操作員は、排水樋門について、洪水等の逆流を防止し、内水の排除を図るように操作しなければならない。
- (イ) 操作員は、用水等の樋門について、洪水時の流水を防止し、堤内地のはん濫を防止するよう操作しなければならない。

エ 警戒体制の解除

洪水等による被害のおそれなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

オ 操作時の安全確保

- (7) 樋門の管理者は、洪水等に対し、操作員自身の安全確保に留意して樋門管理を行うものとする。
- (イ) 樋門操作時には、必要に応じて、ライフジャケットの着用や安否確認のための通信機器、最新の気象情報入手のためのラジオの携行等、操作員自身の安全確保に配慮しなければならない。

